

令和6年度

学童保育所の手引き

～ 放課後児童健全育成事業 ～

令和6年4月1日～令和7年3月31日



与謝野町教育委員会 社会教育課

与謝野町字加悦433番地 加悦庁舎2階

☎0772-43-9026

★運営委託先 ハーベストネクスト株式会社

目 次

1. 放課後児童健全育成事業とは	・・・ 1
2. 利用できる人	・・・ 1
3. 町内の学童保育所と利用できる地域	・・・ 2
4. 開所日および開所時間	・・・ 2
5. 休所日	・・・ 3
6. 利用料等	・・・ 3
(1) 児童1人当たりの利用料	
(2) 延長保育料	
(3) その他	
(4) 利用料の減免と申請方法	
(5) 利用料の納入方法について	
7. 利用開始後の手続	・・・ 4
(1) 承認された内容を変更したいとき	
(2) 住所・保護者の勤務先（就労状況）等申請時と内容が変わったとき	
(3) 育児休暇を取得することとなったとき	
8. 緊急時の対応について	・・・ 4
(1) 気象警報発令時（波浪・高波警報は除く）	
(2) 児童の健康管理について	
(3) 緊急連絡先について	
9. 利用の取り消し	・・・ 6
(1) 対象児童としての要件を欠くに至ったとき	
(2) 申請書類の記載内容に虚偽又は不正があったとき	
(3) 学童保育所の運営上支障があると認めるとき	
(4) 利用料やおやつ代の滞納があるとき	
10. 夏期休暇利用について	・・・ 6
11. 学童保育所の利用方法	・・・ 7
12. その他	・・・ 9

1. 放課後児童健全育成事業とは

学童保育所は、児童福祉法に定める「放課後児童健全育成事業」として、保護者が労働のため昼間家庭にいない等、適切な保育が受けられないと認められる家庭の児童を対象に、適切な遊び・生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

学童保育所では、お子さんが安心・安全に過ごしつつ、集団生活を通じて様々な経験を積み、主体的な活動や生活をする能力を身に付けていくことを目指しています。

また、お子さんの豊かな成長を支えるためにも、ご家庭との連携は不可欠となっております。一緒にお子さんの成長を見守りたいと考えておりますので、施設運営のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

2. 利用できる人

- ・与謝野町内に住所がある小学校1年生から6年生までの児童
 - ・授業終了後等の昼間、保護者（同一家庭内・同一地区内に住む親以外の親族を含む）が就労その他の理由で家庭保育が受けられない児童
 - ・利用に際して、誓約書の内容を理解して承諾される保護者の児童
- ※産前産後の学童保育の利用期間については、原則、産前6週間・産後8週間とします（特別な事情がある場合はご相談ください）

- ※ 学童保育所は、保護者が安心して仕事に従事できるよう支援するための事業です。
- ※ 就労を支援する事業のため、保護者の「ボランティア活動」「趣味の講座（〇〇教室）」等を理由にした児童の受入は行いません。また、集団生活に慣れさせるためや近所に遊び相手がない等の理由での利用はできません。
- ※ 利用承認を受け、名簿登録をしている場合でも、休日等で就労されていない時間は、家庭での見守りをお願いします。お子さんと接する時間を大切にしましょう。

（誓約書の内容）

- 1、学童保育所の利用料は、決められた期限内に納めます。
 - 2、保護者が責任をもって学童保育施設からの送迎をし、迎えの時間厳守に努めます。また、気象警報発令時は、早急に迎えに行きます。
 - 3、出欠等に変更が生じた場合は、必ず指導員に連絡し、無断欠席はしません。
 - 4、登録期間中であっても保護者が休日等在宅している場合は、保護者が保育をします。
 - 5、長期休業期間、土曜日、短縮授業日等の全日開所する日は、昼食を持参させます。
 - 6、学童保育所の実施中、事故やけが（食物アレルギーを含む）及び施設・備品の破損等の責任は、保護者にあるものとします。
 - 7、学童保育所の与薬等の医療行為を、指導員に求めません。
 - 8、学童保育所の取決めを守り、指導員の指示に従い、集団生活に支障をきたさないようにします。
- ※上記内容を順守できなかった場合は、利用承諾を取消されることを承諾します。

3. 町内の学童保育所と利用できる地域

学童保育所名	対象児童	開設場所
加悦学童保育所	主に加悦小学校区の児童	旧かやこども園 加悦798-1 (TEL080-5512-3096)
岩滝学童保育所	主に岩滝小学校区の児童	旧かえでこども園 岩滝861-2 (TEL080-5512-3133)
三河内学童保育所	主に三河内小学校区の児童	三河内幼稚園下の借家 三河内1919-2 (TEL080-5512-3134)
市場学童保育所	主に市場小学校区の児童	市場学童保育所 幾地910-1 (TEL080-5512-3176)
市場第二学童保育所	主に市場小学校区の児童	多目的施設じゅあん 四辻759番地3 (TEL080-5512-3177)
山田学童保育所	主に山田小学校区の児童	山田学童保育所 下山田376-8 (TEL080-5512-3295)
石川学童保育所	主に石川小学校区の児童	国保診療所横の旧職員住宅 石川685-1 (TEL080-5512-3296)

4. 開所日および開所時間

- 通常期（学校休業日を除く月曜日～金曜日）
 - ・ 学校終業後から午後6時まで
- 土曜日、長期休業期（春・夏・冬休み）および学校行事等による振替休日
 - ・ 午前8時から午後6時まで

小学校の長期休業期は次のとおりです。

<学年始休業日> 4月1日～5日

<夏季休業日> 7月22日～8月31日

<冬季休業日> 12月25日～翌年1月7日

<学年末休業日> 3月25日～31日

（与謝野町立学校管理運営規則）

なお、学校の事情により変更される場合があります。

終業式の翌日から始業式の前日までの期間です。

注1. 長期休業期の利用は、上記規則を参考としてください。

ただし、新1年生の4月の春休みは、入学式の前日まで利用できます。

特に、8月については、夏休み期間が短縮されることがあります。

（長期休業期間を利用せずに、通常日利用される場合は、利用料の負担をお願いしています。利用停止される場合は、手続きをお願いします。）

注2. 暦の関係で、長期休業期の開所日数は変動します。

注3. 振替休校日及び気象状況その他の理由により、保育時間を変更もしくは休所とすることがあります。

① 土曜日について

- ・利用を希望される場合は、4日前までに各学童保育所にお申し込みください。
(希望がない場合は休所します。)
- ・市場第二学童保育所、三河内学童保育所、山田学童保育所、石川学童保育所については、市場学童保育所で実施します。

② 延長保育について

- ・早朝：午前7時45分～午前8時（土曜日・学期休暇・振替休日）
 - ・夜間：午後6時～午後6時30分（利用日全日）
- ※延長保育は必要な場合のみ申し込みをしてください

5. 休所日

- ・日曜日及び国民の祝日（※学校行事等で授業日であっても閉所します）
- ・年末年始（12月29日～1月3日）
- ・お盆休み（8月13日～8月16日）
- ・気象警報の発令・感染症の流行に伴い、学校が休校（学級閉鎖）を決定したとき ⇒ 「8. 緊急時の対応について」をあわせてご確認ください。
- ・その他必要と認められた日（警報発令時や利用児童がない場合）

6. 利用料等

(1) 児童1人当たりの利用料

月額3,000円（8月分のみ 6,000円）

※「長期利用の希望なし」かつ「通常期の利用希望あり」の方については、8月中に2学期が始まった場合、数日の利用可能日が生じます。この場合、たとえ利用可能日数が数日であっても6,000円をいただくこととなりますが、8月分の利用停止届を提出いただければ利用料は発生しません。

(2) 延長保育料

月額500円（早朝のみの利用は無料）

(3) その他

- おやつ代（現在1回60円）、行事参加費等は、実費をご負担いただきます。
(利用料と一緒に徴収します)
- 施設を破損等させた場合は、修理代をご負担いただく場合があります。

(4) 利用料の減免と申請方法

○ 減免対象

生活保護世帯の場合・災害その他の事情がある世帯で、町長が必要と認める世帯

○ 申請方法

学童保育所利用料減免申請書を社会教育課へ提出してください。

(5) 利用料の納入方法について

学童保育所利用料金（学童保育利用料）は、翌月に納付書をお送りしますので納付してください。（コンビニ等でも納付できます。）また、口座振替により納付することもできます。

7. 利用開始後の手続き

利用承認後に、次のことが発生した場合には、届出が必要です。

(1) 承認された内容を変更したいとき、利用停止したいとき、退所したいとき

≫≫≫≫学童保育（利用変更・利用停止・退所）届出書

(例) ・長期（年間）のみの利用を年間（長期のみ）利用に変更したい。

・延長利用を追加（取止め）したい。

・一時的に家庭での見守りができるため、学童保育所を休みたい。

※ご注意ください

・1ヵ月以上利用の見込がない場合は、必ず事前に「利用停止届」を提出してください。（届出がないと、利用の有無に関わらず利用料が発生します。）

・正当な理由がなく利用停止届出の期間が2ヵ月を超えるような場合は、家庭での見守りが可能と判断し承諾の取消をさせていただき、待機中の利用希望者に利用していただきます。

(2) 住所・保護者の勤務先（就労状況）等申請時と内容が変わったとき

≫≫≫≫学童保育（利用変更・利用停止・退所）届出書

(例) ・勤務先が変更となった

⇒新しい勤務先（会社、事業所等）が発行した「就労等事項に関する証明書」の添付が必要です。

・別居の祖父母と同居することとなった

⇒同居する祖父母が65歳未満の場合は祖父母の「就労等事項に関する証明書」の添付が必要です。

(3) 育児休暇を取得することとなったとき

≫≫≫≫学童保育（利用変更・利用停止・退所）届出書

(例) ・育児休暇を取得する場合

⇒育児休暇の期間は、学童保育所をご利用いただけません。育児休暇期間は、退所若しくは期間中の登録を抹消します。

・育児休暇期間が終わる場合

⇒育児休暇の期間が終わり復職される場合は、学童保育所をご利用いただけます。1ヵ月前までにご連絡ください。（勤務状況が変わった場合は、「就労等事項に関する証明書」を再提出してください。）

8. 緊急時の対応について

(1) 気象警報発令時（波浪・高潮警報は除く）

午前7時の時点で与謝野町に気象警報が発令されている場合は、次の流れで確認してください。

① 小学校の開校時の場合（平日）

午前10時30分までに警報が解除された場合	平常通り開所します。
午前10時30分時点で警報が継続中の場合	休所します。
登所後に警報が発令された場合	保護者にお迎えを連絡します。全てのお迎えが終了後に休所します。

② 小学校の開校時の場合（土曜）

午前9時30分までに警報が解除された場合	下校時刻に開所します。
午前9時30分時点で警報が継続中の場合	休所します。
登所後に警報が発令された場合	保護者にお迎えを連絡します。全てのお迎えが終了後に休所します。

③ 小学校休校日の場合（土曜日・振替休日・長期休業期間）

午前8時までに警報が解除された場合	AM9:30に開所します。 AM8:00の受入はできません。
午前10時30分までに警報が解除された場合	正午に開所します。 ※除雪等の都合により休所する場合があります。
午前10時30分時点で警報が継続中の場合	休所します。
登所後に警報が発令された場合	保護者にお迎えを連絡します。 但し、AM10:30までに警報が解除された場合は、正午に開所します。

※ 警報発令時は、至急、保護者の迎えをお願いします。

避難場所

開所中に避難警報が出た場合、指定避難場所への避難を実施します。

避難状況についての連絡方法は、保護者連絡アプリ「コドモン」を利用いたします。（詳細は9ページにて記載しています。）

(2) 児童の健康管理について

- ・学童保育中の医療行為は行えません。（与薬行為も行いません。）
- ・学童保育所出席中に体調が悪くなった場合や学童施設内で発生した怪我については、応急処置はしますが、状況によってはお迎えをお願いすることがあります。なお、医療費等実費は保護者負担となります。
- ・体調不良により学校を休んだ児童は、学童保育所の利用を控えてください。
- ・医療機関で診察を受けたときは、医師の指示に従ってください。
- ・インフルエンザ等感染症により学級（学年）閉鎖となった場合
閉鎖となったクラス（学年）に属する児童は、学童保育所を利用できません。
- ・インフルエンザ等感染症により学校閉鎖となった場合
当該校区の学童保育所を休所します。

(3) 緊急連絡先について

- ・保護者の連絡先は常に明確にしておいてください。
- ・緊急連絡先は記載の順番に連絡しますので、変更があれば速やかに指導員にお知らせください。

※出欠確認のために連絡をさせていただくこともあります。

9. 利用の取り消し

次にあてはまる場合は、利用承認を取り消すことがあります。

(1) 対象児童としての要件を欠くに至ったとき

(例) ・保護者の離職等により、家庭で見る事が可能となった場合

(2) 申請書類の記載内容に虚偽又は不正があったとき

(例) ・「就労等事項に関する証明書」に記載された内容が勤務実態と相違する。
・介護等を理由とした記載が、実態と相違することが判明した場合。

(3) 学童保育所の運営上支障があると認めるとき

(例) ・正当な理由によらず欠席が多い、又は、無断欠席が続く場合
・休所時間の午後6時（延長保育は午後6時半）となっても迎えに来られない場合
・集団生活を行うなかで、指導員に指示に従わず、運営の妨げとなる。
・他の児童への迷惑行為が頻繁に続き、注意しても止めようとしめない。
・運営に関し保護者の協力が得られないとき。（利用料滞納の場合等）

(4) 利用料やおやつ代の滞納があるとき

利用料やおやつ代等は、納期限内に必ずお支払いください。なお、2ヵ月以上の滞納で、原則、退所していただくこととなりますので、ご注意ください。

10. 夏期休暇利用について

(1) 夏期休暇利用について

- ・学童への登所は靴でお願いします。
- ・欠席される場合は、保護者連絡アプリコドモンを利用し、午前9時までに学童保育所へ連絡をお願いします。
感染症により欠席の場合は病名をお知らせください。
- ・学校の補習について
補習などで直接学校へ行かれる場合は必ず事前に児童からの伝言・学校からの連絡ではなく、保護者からの連絡をお願いします。

1 1 ・学童保育所の利用方法

一日の流れ（例）

時間	通常日	学校休業日・土曜日
7:45	※学校での生活	開所・登所
9:00		学習
9:30		自由遊び・行事
11:45		昼食
12:30		食休み
下校時間	自由遊び・行事	
15:00	おやつ ※行事等により時間が前後する場合がございます。 学習・自由遊び・行事	
18:00	延長保育	
18:30	閉所	

— 自由遊び —

- 室内では、読書や自習、お絵かきや工作、トランプやおもちゃなどのゲームをして過ごします。外遊びではボール遊びや遊具など、主に体を動かして遊びます。（雨天時や猛暑日は、室内遊び・休息を中心に過ごす場合があります。）
- 学校で持ち込みを禁止されているものは、原則学童保育所にも持ち込めません。学童保育所の活動で使用する物は、原則施設で用意します。お子さんの要望を取り入れながら、充実させていく予定です。

— 学習 —

- お子さんが、主体的に学習や宿題に取り組む習慣を育むことを趣旨として、学習の時間を設けます。職員からお子さんに対して、学習や宿題に取り組むように、声掛けを行います。学習指導は行いません。活動内容によっては、十分な時間が確保できない場合がございます。取り組む量や内容については、ご家庭でお子さんとお話をしていただくと共に、取り組み状況の確認をお願いします。

— 行事 —

- 日々の自由遊びに加え、工作や外遊びなどの行事を毎月実施する予定です。日程や詳細については、おたより等ご確認ください。

— おやつ —

- 毎日、補食としておやつの提供を実施しています。お惣菜や果物などの提供を行うこともあります。
- 食物アレルギーのある方は、指導員に相談のうえ各自でおやつを持参していただく場合があります。
- 感染症等の防止対策のため、おやつの提供を休止する場合があります。

12・その他

保護者連絡アプリ「コドモン」を導入致します。

(1) コドモンの機能

- 出欠や、お迎え時間の変更等をアプリ内で行います。
- 学童保育所からの連絡事項を配信します。緊急時の連絡もこの機能で行います。
- お子様が学童保育所へ登所された際、希望した保護者へ「登所しました」と通知が届きます。退所の際も同様の通知が届きます。
- アンケートで年1回皆様の声を収集します。

(2) コドモンの利用条件

スマートフォンやタブレットで利用するアプリです。パソコンからでも対応できます。それ以外の方はご相談下さい。

(3) コドモンの導入予定

※4月中を導入準備期間として、保護者様への告知を実施し、5月より運用を開始します。

— 登所 —

- 事故防止のため自転車・サンダル履きでの登所は、禁止しています。
- 土曜日や学校休業日等、生活のリズムを一定に保つ趣旨から、原則7:45~9:30の間に到着をするようにしてください。習い事等9:30を過ぎてからの登所となる場合は、事前にご連絡をお願いします。

【重要】開所時間より早い時間に到着し、近隣から騒音のご指摘、事故、怪我や熱中症などが発生する場合がありますので、開所時間後に到着ができるよう、ご家庭で出発時間の調整をしてください。



— 降所 —

- 保護者の方が責任をもって各学童保育所にお迎えに来てください。
- 保育時間は午後6時（延長保育は午後6時半）までとなっていますので、お迎えは時間厳守で、お迎えの前に買い物などの所用などはせず、直接職場からお迎えに来てください。（※保育時間内での退室にご協力ください。）
- 個別児童を対象とした補習授業・習い事等へ行かせる事は出来ませんので、必ず保護者の送迎をお願いします。（学校への集団登校の場合、夏休み中の補習などを除く）
- 申請書の「家族の構成欄」に記入された家族の方以外がお迎えに来られる場合は、必ず各学童保育所に事前に連絡してください。

— 欠席 —

- 学童保育所を欠席する場合は、必ず保護者の方からご連絡をください。お子さんからの口頭での欠席連絡は、情報の相違が発生する可能性があるため受けられません。連絡方法は、お迎えの際にお伝えいただくか、保護者連絡アプリコドモンへの変更入力、または電話にて承ります。

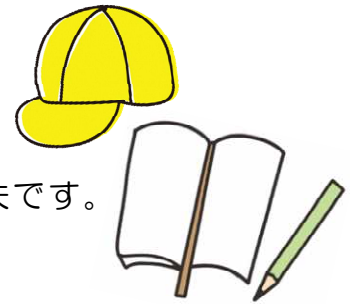
【重要】学校を欠席や早退をした場合も、学童保育所まで連絡をしてください。学童保育所でもお子さんの出欠確認をしております。他のお子さんよりも著しく登所が遅れている場合、保護者からの欠席連絡がなく、お子さんの登所が確認できない場合は、安否確認のため緊急連絡先の保護者にご連絡をさせていただく場合もあります。

※ 学童保育所への連絡先は、「3. 町内の学童保育所と利用できる地域」に電話番号を記載しています。

— 持ち物 —

●毎日必要なもの

- 水筒：通学時に持たせているもの。
- 帽子：夏場は必ず持たせて下さい。
- ハンカチ：学校に持たせるものと同じもので大丈夫です。
- 汗拭きタオル
- 学習道具：宿題、ドリル、ノート、学習帳など。



●土曜日・学校休業日・振替休日等（学校給食のない日）

- お弁当：ご家庭で用意したお弁当。
※夏場は必ず保冷剤を入れてください。デザートは華美にならないようにお願いします。うどん等の汁物をご遠慮ください。
※長期休業期間中、弁当業者より、配達頂ける注文弁当も導入予定です。夏期休み前に詳細お知らせいたします。

- 水筒：お茶、お水、スポーツドリンクを持たせてください。

●その他

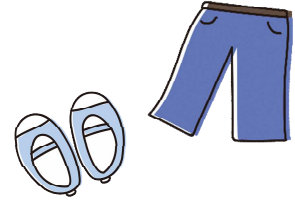
- 学童保育に必要なのない（学校で禁止されている）物は持たせないようにしてください。

— 学童保育所に常備するもの —

- 着替え：季節やお子さんの体の大きさに合わせ適宜、

入れ替え・補充をしてください。

- 上履き：（加悦・三河内・岩滝）
- うがいコップ：（三河内・市場・山田・石川・岩滝）



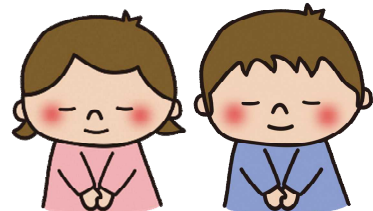
【重要】忘れ物については所定の場所に保管をします。一定期間経過後、持ち主の特定ができない場合は、処分させていただく場合がございます。

【重要】持ち物には、お子さんの名前を分かる場所に記入してください。

— お子さんに変化があった場合 —

- 新たに食物アレルギーや持病等が発覚した場合など、お子さんの状況に変化があった場合は、学童保育所までご連絡ください。

- 日頃から、お子さんの変化や気になる様子などがありましたら、保護者の方へお伝えさせていただきまます。保護者の方も、お気づきのことがありましたら、学童保育所までお知らせください。



(2) 委託先について

- ・各地区の学童保育所の運営については、ハーベストネクスト株式会社に運営委託しています。